

【別紙 1】

令和 8 年 7 月 吉日

平塚町内会

会長 佐藤 正 様

道下団地町内会
会長 松本 高幸

ごみ分別ご協力について

向暑の候、平塚町内会様におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、道下団地町内会で使用しているごみ集積所（白樺東児童遊び場前）に収集不可物品（断熱材）、粗大ごみ、可燃物と不燃物混在等（5月連休から残地）のごみ処分を実施しました。

道下団地町内会・平塚町内会（一部の会員）の方が出しているごみに間違いありませんので、ごみ分別を両町内会で協力して残地ごみ無しの集積所にしたい思いがあります。（汚いより、きれいな方がいいですね）

平塚町内会の一部の会員も使用している状況ですので、ごみの分別を実施していただくよう、平塚町内会会員の皆様方にご周知をお願いします。

道下団地町内会の会員にも同様な周知を実施しています。

以上

ごみ出し基本ルール（守るべき 5 つのルール）

1. 収集日の朝 8 時 3 0 分までに出す
2. お住まいの地区の決められた集積所に出す
3. 透明・半透明（中身が見える）の 4 5 L 以内の袋で出す
4. 必ず分別し、排出日・排出方法を守って出す
5. 事業活動に伴って出るごみは集積所にだせません

※上記は、福島市発行のクリーンガイドブック（ごみの分別と出し方の手引き）を引用しました （福島市各支所で無料で配付）